

「事前復興まちづくり計画策定の手引き検討委託業務」に係る質問及び回答

No	質問内容	県回答
(3号様式) 企画提案書		
1	A4判との記載はありますが、文字の大きさ、カラー表記などの規定は記載されていません。自由であると考えてもよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	「2 委託業務の実施方針・体制等」、 「3 委託業務内容に対する企画提案」の各項目については、様式等の指定はなく任意様式で作成してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
3	3 委託業務内容に対する企画提案に記載されている【A4 版1枚以内】は、片面という理解でよろしいでしょうか。また企画提案書は、任意様式の作成でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	A4版について、縦横のレイアウト指定はありますか。	指定はありません。
5	「2 委託業務の実施方針・体制等」、 「3 委託業務内容に対する企画提案」の各項目の枚数について、「A4 版1枚以内」とありますが、A4 版片面の1ページ以内と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No	質問内容	県回答
6	6 応募書類 の提出部数について、「正本1部、副本6部」となっていますが、様式第3号企画提案書には企業名を伏せるようにとの記載もあります。正本、副本ともに様式1号～7号を製本ファイル等に綴じ込んでの提出を考えておりましたが、様式1号、2号、7号については、企業名の記入欄があります。どのような提出方法が望ましいでしょうか。	様式1号、2号、7号については、企業名を記入してください。
(第4～6号様式) 業務実績調書		
7	記載する業務実績の件数の制限はありますか。	様式の行数までとしてください。
8	実施年度は過去何年以内などの制限はありますか。	ありません。
9	業務実績を証明する書類として添付する「業務計画書等の抜粋(写)」について、業務概要及び業務内容が含まれているページをご提示できればよいでしょうか。	そのとおりです。
(第7号様式) 業務委託費見積書		
10	内訳表にある「見積根拠(数量、単価、仕様等)」には、技術者単価や人工を記入するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No	質問内容	県回答
募集要項 7 審査・選考方法		
1 1	7 『(2) 選考委員会』の委員構成は庁内職員のみでしょうか、あるいは、庁内職員に加えて学識経験者等の外部委員を含むのでしょうか、可能な範囲でご教示ください。	選考委員会の委員構成については、公表しておりません。
1 2	審査内容にある「委託料の上限に対する見積価格」について、評価点の配分及び評価の考え方はどのようになっているか、可能な範囲でご教示ください。	7 『(3) 審査基準』に記載のとおり、参考見積書に対する配点はありません。
プロポーザル仕様書 第12条(1)		
1 3	第12条『(1) 復興事例や関連計画の収集・分析・評価』の項目①及び②において、既存データの活用(重ね合わせ等)を要するものと想定されますが、新規のデータ生成は含まれていない、という理解でよろしいでしょうか。	本業務は、事前復興まちづくり計画そのものを策定するものではなく、市町村向けの手引きを作成するものです。 その上で、課題抽出は、既存データの活用(重ね合わせ等)を考慮しており、新規のデータ生成は想定しておりません。 なお、市町村向けの手引きを作成するにあたり、新規のデータ生成を含め、より良い収集、分析、評価の方法があれば提案は可能です。
プロポーザル仕様書 第12条(3)		
1 4	検討会及び市町村向け説明会、ワークショップの運営補助で、有識者の想定人数については、現時点、お考えがございましたらご教授お願いします。	有識者は3名を予定しています。

No	質問内容	県回答
15	検討会の有識者は既に決まっているのでしょうか。受託者で手配する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	有識者は、県において選定いたします。受託者での手配は不要です。
16	検討会の想定参加者数（有識者、行政等の別）をご教示ください。	検討会には、有識者3名、行政（事務局）3名の参加を想定しています。
17	有識者への謝金について、県の規定はありますか。	有識者への謝金は、県の規定で支出します。
18	有識者への謝金は委託費に含まれるのでしょうか。	有識者への謝金は、委託費に含まれません。
19	有識者への謝金は、受託者負担となりますでしょうか。	有識者への謝金は、受託者負担とはなりません。
20	検討会や市町村向け説明会、ワークショップ等の開催会場は県施設の利用可能であると解してよろしいでしょうか。施設の利用料金が発生した際の対応についてご教授お願いいたします。	検討会は、県が会場を確保して開催いたします。 説明会、ワークショップについては、県施設の利用も可能ですが、庁外の会議室等での開催を想定しています。施設の利用料金は委託費に含まれます。
21	検討会、説明会、ワークショップの開催場所の想定がありましたらご教示ください。	検討会は、県が会場を確保して開催いたします。 説明会、ワークショップについては、県庁周辺の会議室での開催を想定しています。
22	市町村への説明会は、公共施設以外の会議会場の使用も想定されていますか。	説明会は、県庁周辺の会議室での開催を想定しています。
23	会場の手配（会場費）は委託費に含まれるのでしょうか。	説明会、ワークショップの会場費は、委託費に含まれます。

No	質問内容	県回答
24	ワークショップについて、会場は県により確保していただけるものとして、見積りに計上する必要はない、という理解でよろしいでしょうか。	ワークショップの会場は、受託者において確保し、見積りに計上をお願いします。
25	ワークショップの想定参加者数をご教示ください。	54市町村から1～2名の参加を想定しています。
26	市町村とのワークショップにおける対象市町村は、2回とも同一の市町村を対象とすることを想定されていますか。それとも異なる市町村を想定されていますか。	対象市町村は、2回とも54市町村を対象として開催することを想定しています。 なお、ワークショップは、1回目では、被災時や復興事前準備における市町村の課題収集など、2回目では、復興パターンや市町村における計画策定体制、平時の取組の検討などを目的に開催することを想定しています。この目的を達成するにあたり、より良い開催手法があれば提案可能です。
27	検討会以外に、行政（庁内）のみを対象とした会議の開催は予定していますか。その場合、委託業者の対応は含まない、という理解でよろしいでしょうか。	検討会以外には、国土交通省との打合せ（2回）、庁内調整会議（4回）を予定しています。 第12条（4）に記載のとおり、資料作成等の補助をお願いします。
プロポーザル仕様書 第12条（4）		
28	関係機関との協議について、対象とする関係機関、実施回数や実施時期の想定はありますか。	関係機関との協議については、国土交通省との打合せ（2回、各年度末）、庁内調整会議（4回、検討会開催前）を想定しています。

No	質問内容	県回答
プロポーザル仕様書 第15条		
29	成果物では、報告書とありますが、ガイドライン本体については、報告書の内容を基本として編集作業を別途に実施し原稿作成するという理解でよろしいでしょうか。	仕様書第12条(2)に記載のとおり、手引きの素案を委託業務の中で作成します。